

■平成18年度グランドプランにおける景観形成のコンセプト (P 28中段)

- ・豊かな自然と茅ヶ崎文化、そして雄大な景観を感じ続けることができる海岸として守り育てる。
- ・茅ヶ崎海岸の生態系を保全・復元し、人々がほっとする海岸として、デザインコントロール（景観誘導基準）とアクションコード（景観行動基準）に基づき景観を修復してゆく。

■平成18年度グランドプランにおける場所ごとの規制・誘導の方針 (P 28下段及びP 31)

A地区
 ○地区内の美化促進
 ○生態系に配慮した緑化の促進
 ○広告物、看板の位置、大きさ、デザイン等の規制
 ○ゆとりある住棟間隔の確保
 ○建築物の意匠、形態、色彩等の統一
 ○海岸の景観と調和した地区景観の形成
 ○漁村としての特色を活かした景観形成

B地区
 ○周辺の自然環境に配慮した適切な照明
 ○植栽による緑化空間の確保
 (海岸の生態系に配慮)
 ○眺望を阻害する屋上広告物の設置規制
 ○広告物、看板の大きさ、デザイン等の規制
 ○海への眺望を確保する建築物配置、空間の確保
 ○景観に配慮した建築物の高さの制限
 ○遠景に馴染む景観の形成
 ○統一したデザインコンセプトによる地区景観の形成
 ○交流空間にふさわしい景観の形成

C地区
 ○海岸にふさわしいサインデザイン
 ○中海岸プールの改修
 ○ゆとりある住棟間隔の確保
 ○建築物の意匠、形態、色彩の調和
 ○海岸におけるレジャー拠点にふさわしい景観の形成
 ○B地区と一体となった景観形成

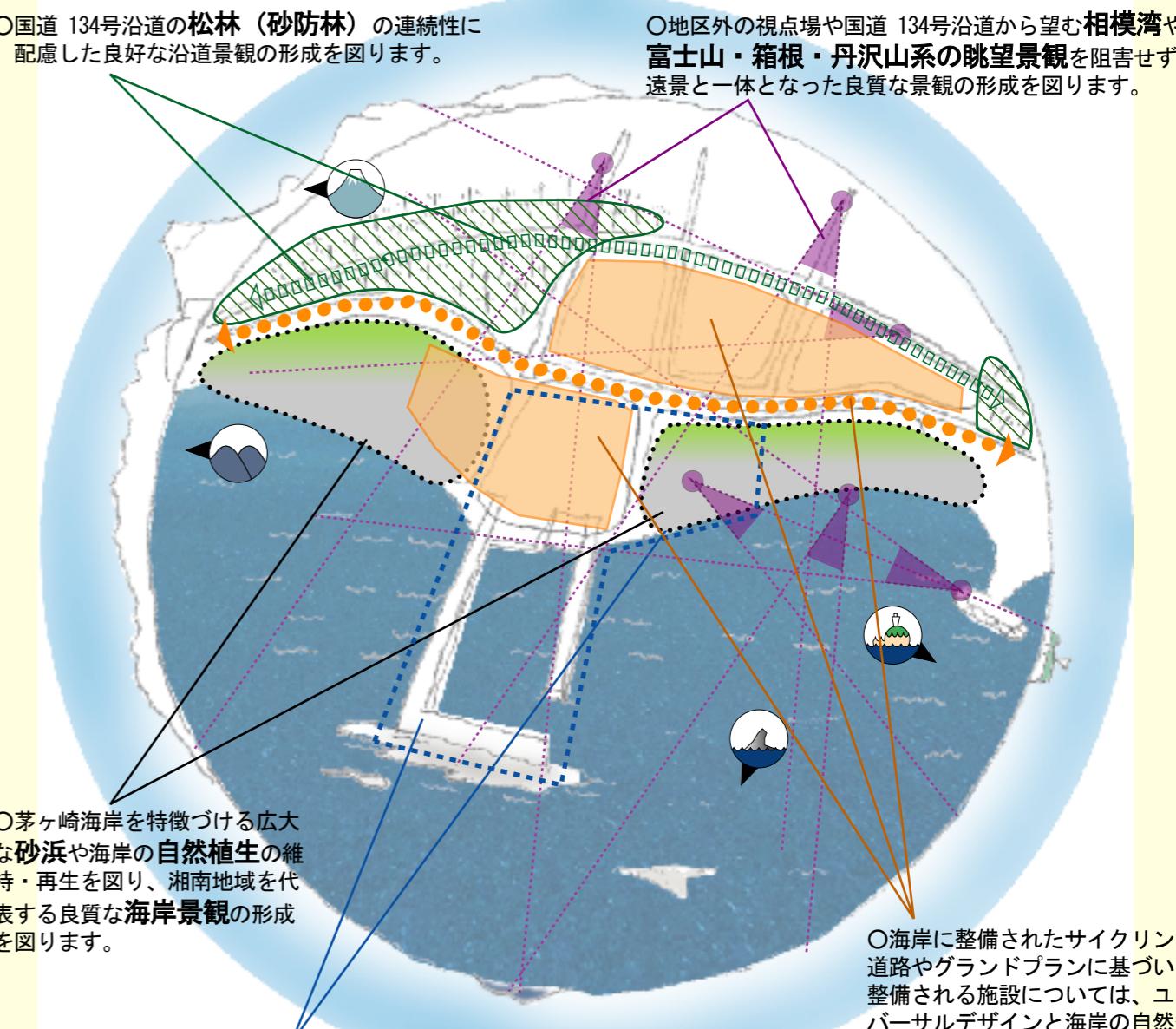
■景観形成方針図 (P 32)



■茅ヶ崎海岸景観形成の基本方針 (P 28中段)

グランドプランから読み解く この場所で大切にすべき景観
眺望 (富士・箱根・丹沢) 海 (相模湾) 松林 (砂防林) 海浜植生 (砂浜) 地区特性 (漁港・海水浴場)

- 潜在的な茅ヶ崎海岸の景観を形成する砂浜や松林等を基本とした自然景観の形成を図ります。
- 地区内の公共施設については、本地区の良好な景観形成の先導的な役割を担うものとして整備します。
- 良好な景観を維持していくためのモラルを啓発します。
- 国道134号沿道の松林 (砂防林) の連続性に配慮した良好な沿道景観の形成を図ります。
- 地区外の視点場や国道134号沿道から望む相模湾や富士山・箱根・丹沢山系の眺望景観を阻害せず遠景と一体となった良質な景観の形成を図ります。



- 茅ヶ崎海岸の一体的な自然環境、自然景観における本地区の位置づけを明確にし、地区特性 (漁港、海水浴場) を十分活かした景観の形成を図ります。

○海岸に整備されたサイクリング道路やグランドプランに基づいて整備される施設については、ユニバーサルデザインと海岸の自然や景観に十分配慮されたものとし、周辺環境と調和した景観の形成を図ります。